

## 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要

### 1 基本的な考え方

今回の条例改正は、国基準省令の改正に基づくものを基本として、本市条例の改正を行いました。

### 2 改正した条例

- (1) 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号)
- (2) 甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月条例第2号)
- (3) 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第41号)
- (4) 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第5号)
- (5) 甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年12月条例第33号)
- (6) 甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第42号)
- (7) 甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年12月条例第48号)
- (8) 甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第49号)
- (9) 甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第50号)

### 3 施行期日

令和3年4月1日(4(1)キ(イ)は令和3年10月1日)

### 4 改正の概要(介護予防サービスについても同様の措置を講ずる場合には★を付記。)

#### (1) 国の基準による改正

##### ア 全サービス共通(★)

##### (ア) 感染症対策の強化(経過措置3年)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付けます。

##### ①施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施

等に加え、訓練（シミュレーション）の実施

②訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与（販売）、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施

#### （イ）業務継続に向けた取組の強化（経過措置3年）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けます。

#### （ウ）ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとします。

#### （エ）会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行います。

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。

#### （オ）利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めることとします。

#### （カ）記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化します。

#### （キ）高齢者虐待防止の推進（経過措置3年）

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発

を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付けます。

#### **(ク) 運営規程等の掲示に係る見直し**

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とします。

#### **(ケ) CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進**

全てのサービスについて、CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。

### **イ 訪問系サービス**

#### **(ア) 夜間対応型訪問介護**

##### **①オペレーターの配置基準等の緩和**

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、利用者の処遇に支障がない場合は、以下について可能とします。

オペレーターについて、

- i 併設施設等（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務すること。
- ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。

**②他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。**

**③複数の事業所間で随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。**

#### **(イ) 訪問入浴介護**

##### **①認知症介護基礎研修の受講の義務付け（★）（経過措置3年）**

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。

#### **(ウ) 居宅療養管理指導**

##### **①基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進（★）**

多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援専門員等への情報提供について明確化します。

## **(エ) 訪問系サービス共通（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）（★）**

### **① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保**

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。

## **ウ 通所系サービス**

### **(ア) 通所介護**

#### **① 通所介護における地域等との連携の強化**

通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととします。

#### **② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保**

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。

### **(イ) 認知症対応型通所介護**

#### **① 管理者の配置基準の緩和（★）**

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とします。

### **(ウ) 通所リハビリテーション**

#### **① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保（★）**

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。

## **(エ) 通所系サービス共通（★）**

### **① 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（経過措置3年）**

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。

## **エ 短期入所系サービス**

### **(ア) 短期入所生活介護**

### ①看護職員の配置基準の見直し(★)

短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとします。

## (イ) 短期入所系サービス共通(★)

### ①認知症介護基礎研修の受講の義務付け(経過措置3年)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。

### ②個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行います。

- i 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とします。
- ii ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止します。

## オ 多機能系サービス

### (ア) 小規模多機能型居宅介護

#### ①小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し(★)

広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とします。

## (イ) 多機能系サービス共通(★)

### ①過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間(※)に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とします。

※市が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に

限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

#### ②認知症介護基礎研修の受講の義務付け（経過措置3年）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。

### カ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

#### （ア）サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保（★）

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。

### キ 居宅介護支援

#### （ア）質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求めます。

①前6か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

②前6か月に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

#### （イ）生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応（本年10月から導入）

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入します。

### ク 居住系サービス

#### （ア）認知症対応型共同生活介護

##### ①地域の特性に応じた認知症グループホームの確保（★）

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設します。

i 認知症対応型グループホームは地域密着型サービス（定員29人以下）であることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「3以下」とします。

ii 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者身近な地域での

サービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設します。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定めます。

## ②認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し（★）

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とします。

## ③外部評価に係る運営推進会議の活用（★）

認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとします。

## ④計画作成担当者の配置基準の緩和（★）

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和します。

## （イ）居住系サービス共通（★）

### ①認知症介護基礎研修の受講の義務付け（経過措置3年）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。

## ケ 施設系サービス

### （ア）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### ①地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを

行います。

- i 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とします。
- ii サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とします。

## （イ）介護医療院

### ①有床診療所から介護医療院への移行促進

一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の施設基準について、入所者への適切なサービス提供の確保に留意しつつ、介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合であって、身体の不自由な者が適切に入浴できる場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととします。この取扱いは、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事をを行うまでの間の経過措置とします。

## （ウ）施設系サービス共通

### ①介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とします。

### ②認知症介護基礎研修の受講の義務付け（経過措置3年）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。

### ③口腔衛生管理の強化（経過措置3年）

口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めます。

### ④栄養ケア・マネジメントの充実（経過措置3年）

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求めます。

### ⑤個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行います。



- i 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とします。
- ii ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止します。

#### ⑥介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化（経過措置6か月）

施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けます。

### （2）市独自の基準での改正

#### ア 非常災害対策（★）

地域密着型介護サービス事業所の非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）について、地域住民の参加がえられるよう連携に努めなければならないことなどとしてします。